

【翻訳】

『日知録』抄 註釈 [第三回]

宮内保  
後藤英明

卷十九 第十九条 古文未正之隱<sup>①</sup> ( 史料は未だ解明されざる暗示を含むのこと )

人は、その個性や置かれた環境に応じてしばしば韜晦することを迫られ、やむなく微辞すなわち隱微の表現を用いるものである。それゆえ、その昔孟軻も言ったように、先人の文章に臨んでは、その著者の為人・時代の特性について、またその文章を収める書物の編纂者の為人・時代状況について十分に研究し、その上で、これを正しく読解する努力を怠ってはならないのである。——以上が本条則における顧炎武の主張であり、これを讀書・校書の要諦と見なしてよいであろう。

这一篇文章的主张如下断然的..「古文」常常含有着些隱微表現呢。是由于过去时代的撰笔人或者編輯人的个性和特殊环境来不得已而出现的。所以后来的人应该把那些隱微表现的来由正确理解、而且要努力于恢复原来的面貌。

这种用心可以評定是一件研究古典上的訣竅呢。  
キーワード・未正之隱、微辞、知人論世、指南録、心史

【本文ならびに古語訳 ( 訓読 )】

① 陸機辨亡論、其稱晉軍、上篇謂之王師<sup>④</sup>、下篇謂之強寇、

陸機が弁亡論、其の晉軍を称ぶに、上篇にては之を王師と謂ひ、下篇にては之を強寇と謂ふ。  
② 文信國指南録序 中北字皆鹵字也、後人不知其意、

不能改之、謝臯羽西臺慟哭記、本當云文信公、而謬云顏魯公、本當云季宋、而云季漢、凡此皆有待於後人之改正者也、

文信国が指南録序中の北の字皆な鹵(ハ虜)の字なるに、後人その意を知らざれば、之を改むること能はず。謝臯羽が西台慟哭記、本と当に文信公と云ふべきを、謬あやむきて顏魯公と云ひ、本と当に季宋と云ふべきを、季漢と云ふ。凡そ此れら皆な後人の改正を待つ者なり。

胡身之注通鑑、至二百八十卷石敬瑭以山後十六州賂契丹之事、而云自是之後、遼滅晉、金破宋、其下缺文一行、謂蒙古滅金取宋、一統天下、而諱之不書、此有待於後人之補完者也、

胡身之通鑑に注して、卷二百八十の石敬瑭山後十六州を以て契丹に賂すの事に至れば、是より後、遼晉を滅ぼし、金宋を破ると云ひつつ、其の下に文一行を欠く。謂ふに、蒙古金を滅ぼし宋を取りて天下を一統すれば、之を諱みて書さざりしならん。此れ後人の補完を待つ者なり。  
漢人言、春秋所貶損大人、當世君臣、有威權勢力

者、其事皆見於書、故定哀之間多微辭、況於易姓改物、制有華夏者乎、

漢人言へらく、春秋貶損する所の大人は、當世の君臣の(うち)威權勢力有る者にして、其の事皆な書に見ゆ、と。故に定(公)哀(公)の間に微辭多し。況んや姓を易え物を改め、制して華夏を有する者に於てをや。

孟子曰、不知其人可乎、是以論其世也、習其讀而不知、無爲貴君子矣、

孟子曰はく、其の人を知らざる、可ならんや、是を以て其の世を論ずるなり、と。其の讀を習ひて知らざるは、君子を貴ぶと爲す無きなり。

③鄭所南心史書文丞相事言、公自序本末、未有稱彼曰大國、曰丞相、又自稱天祥、皆非公本語、舊本皆直斥彼酋名、然則今之集本、或皆傳書者所改、

鄭所南が心史文丞相が事を書して言はく、(文信)公本末を自序せらるるに、未だ彼を稱して大國と曰ひ丞相と曰ふこと有らざる、又た自らを天祥と稱するは、皆な公が本語に非ず。旧本皆な直だ彼が酋名を斥けたるのみ、と。然らば則ち今の

集本、或は皆な伝書者の改めし所ならん。

④金史紇石烈牙吾塔傳、北中亦遣唐慶等往來議和、完顏合達傳、北中大臣以輿地圖指示之、完顏賽不傳、按春自北中逃回、北中二字不成文、蓋鹵中也、修史者仍金人之未改、

金史の紇石烈牙吾塔伝に、北中も亦た唐慶らをし  
て往来し和を議せしむ、とあり、完顏合達伝に北  
中の大臣輿地圖を以て之に指示す、とあり、完顏  
賽不伝に按ずるに春北中より逃回す、とあり。(こ  
れら) 北中の二字、文を成さず。蓋し(元来) 鹵  
(ハ虜) 中たりしを、修史者金人の未だ改めざりた  
るに仍りしならん。

⑤晋書劉元海石季龍、作史者自避唐諱、後之引書者多  
不知而襲之、唯通鑑并改從本名、

晋書の劉元海・石季龍、作史者自<sup>おの</sup>ずから唐の諱を  
避けたるを、後の引書する者、多くは知らずして  
之を襲ふ。唯だ通鑑のみ并な改めて本名に従ふ。

【原注ならびに古語訳(ハ訓読)】

〔一〕楊氏曰、本文但云唐宰相魯公、不云顏。

楊氏(ハ楊守)曰はく、本文但だ唐宰相魯公と  
のみ云ひて、顔を云はず、と。

〔二〕原注、漢書藝文志。

(顧炎武が)原注に、漢書芸文志なり、とあり。

【注釈者補注】

1、古文 通常は古代の文字や先秦の散文および文体  
としての「古文」などを指すこと、改めて言い出す  
までもないが、ここでは、時代を特定せずに、広く  
過去の文献史料を指す。この際に注目すべきは、  
取り上げられた「古文」のすべてが史論・史伝の類  
である、という点である。その昔、司馬温公光が幼  
少の頃からなかなんづく史書に慣れ親しんだことは余  
りに名高いが、顧炎武もまた少年期から養祖父の紹  
芾に従って『左傳』『史記』『漢書』『通鑑』等々に親  
炙したという(鈔書自序二「亭林文集」卷二「所収」。

この期の人々の少年期におけるこうした体験が顧

炎武を含む明末清初の知識人たちに、さらに広くは清代考証学者たちに通底する歴史主義をやがて現出させる所となった、と言つてよからう。

2、未正之隱 「正」は「糾正（「糾べ正す）」、あるいは「校正（「校べ正す）」の「正（「ただす。なほす）」に同じ。「隱」は「隱微（「隱れ微む）」「隱諱（「隱し諱る）」ないし「索隱（「隱れたるを索む）」などの「隱（「かくる。かくす）」と同義。しかして「未正之隱」とは、〈なお秘められたままなる真相〉、ないし〈未だ明かされざる奥義〉の意である。

人は、ここで誰しも司馬遷の例の「發憤著書」説を、すなわち「夫詩書隱約者、欲遂其志之思也、…人皆意有所鬱結、不得通其道也、云云（「いつた詩（経）や書（経）が隱微で簡約なのは、著者・筆者が自身の理想の実現を願うからなのである。…（だが）人は皆な意の中に屈託したものをもちながら、その屈託ゆえにそれをそのままには表現できないものなのだ、云云）」との人生觀・世界觀を、思いおこすに違いない。さよう、本条での顧炎武は正に司馬遷の「發憤」に同情していたに相違な

く、その「所鬱結」とは北方からの侵略者によつてもたらされた屈託に他ならない。

以上を要するに、顧炎武の所謂「未正之隱」とは、即ち北方からの征服者に対する南方人あるいは南方政權の側の〈真実ないし感情〉であると考えて可い。本条所引の諸書（陸機『弁亡論』に始まって司馬光『資治通鑑』に至る）が何れも北方政權への強い意識の所産である、という点を見落としてならないのである。そう言えば、顧炎武にはまた『形勢論』とて古来江南に都した八王朝（「孫呉・東晋・劉宋・齊・梁・陳・南唐・南宋」）衰亡を論じた一文のあったことが思い出される（『亭林文集』補遺）。

3、陸機辨亡論 陸機（二六一〜三〇三、字は士衡）は三国呉の名相として聞こえた陸遜（一八三〜二四五）の孫にして、大司馬陸抗（二二六〜二七四）の第四子。すなわち呉国屈指の名家の出身である。はじめ孫皓の鳳凰三年（「晋、武帝の泰始十年、二七八年」）、十四歳の年に父抗が病没するや、その軍旅を三人の兄（晏・景・玄）および一歳年下の弟（雲）らとともに分割相続して国防に当った。しかしなが

ら、すでに呉の国力は晋のそれに抗すべくもなく、天紀四年（晋の大康元年…二八〇年）すなわち陸機二十歳の年、晋の征南大將軍杜預麾下の王渾・王濬らの軍勢の前に、建業は陥落し、ついで呉国は滅亡する。以後の約十年を亡国の遺臣として郷里に蟄居した後、晋の惠帝（在位…二九〇〜三〇六）の永熙元年（二九〇年）頃、恐らくは度重なる強要に屈して、北上し出仕した。が、後年、晋のいわゆる八王の乱（三〇〇〜三〇六）に巻き込まれ、四十二歳で非業の死を遂げた。

『弁亡論』上下両篇は、けだし出仕後の作であろう。上篇が主として呉国の隆盛の所以を名君と名臣の排出に求め、これを誇らかに論じているのに対し、下篇では一転して主君の失政・暗愚と臣下の無能・背信とを亡国の因とし、これを手厳しく指弾している。しかしながら、「陸機辨亡、效過秦而不及（『陸機の弁亡論は、賈誼の過秦論を手本としながら、劣っている。』）（『文心雕龍』論説第十八）」といった評が行われて来たように、この『論』は、およそ「論」文体の属性たる客観性にやゝ欠ける嫌いがあり、従って

批判精神が稀薄であるとの憾み無しとしない。

以上のような陸機とその『弁亡論』とを、顧炎武がここで取り上げた意図は奈辺にあつたのであろうか。よく知られるように、三国・晋の興亡を運命論の立場から論じた史料に干宝『晋紀』がある。その「論武帝革命」の冒頭に、「帝王之興、必俟天命、苟有代謝、非人事也、文質異時、興建不同（『王者が興起するには、天命が不可欠であり、そうである以上、王者・王朝の興亡は人意の及ぶ所でない。天道（『陽』）の気たる質と地道（『陰』）の気たる文とが交替するに依りて、王者・王朝の興亡も繰り返されるのだ。』）」とこの東晋初期の京房易・夏侯易の信奉者は論じているが、いま顧炎武もまたそうした人生観・世界観に魅かれていたのでなからうか。

4、**王師・強寇** 『弁亡論』は、たしかに敵国晋の軍勢のことを、上篇と下篇とで呼び違えており、顧炎武はこの呼称の相違に着目して、そこに陸機（この南方人）の内面（『真実と感情と』）を探ろうとしているのである。すなわち、——上篇では「爰及末葉、羣公既喪、然後黔首有瓦解之志、皇家有土崩之變。

曆命應化而微、王師躡運而發（＝呉国も末葉になると、（わが父祖の遜や抗のような）すぐれた人材はもはやなく、（国主孫皓の暴虐失政に辟易する）臣下・領民の間には国家転覆の気運が起こり、国主一族の間にも亀裂が生じた。こうして天命が呉から離れると、晋の国軍は天運に乗じて活発化したのだった）のごとくに「王師（＝国軍）」と呼びながら、下篇では「速歩闡之亂、憑寶城以延強寇、重資幣以誘羣蠻、……反虜蜿跡待戮、而不敢北窺生路、疆寇敗績宵遁、喪師大半（＝わが父陸抗は、重臣步騭の遺児）歩闡が晋に寝返った時、堅固な（西陵の）城郭に立て籠もり、（反乱軍を西陵内城に押し込めるかたわら、晋の荊州刺史楊肇がひきいる）強大な侵略軍をおびき寄せ、手厚い贈り物で豪族たちを手なずけたのだった。……（西陵の内城に閉じ込められた、歩闡の）反乱軍は戦意を失って立ちすくんでしまい、北へ活路を求めようとしなかった。また、（楊肇の）侵略軍も夜陰に紛れて敗走し、半分以上の兵力となった。」として「強寇（＝侵略軍）」と断じている。

うち前者は、呉の天紀四年（晋の太康元年…二八

〇年）、晋軍の前に呉軍が総崩れとなった時の状況であり、李善はこれに注記して「王師謂晋師也。……千寶晋紀曰、咸寧五年十一月、命安東將軍王渾向揚州、龍驤將軍王濬帥巴蜀之卒、浮江而下（＝王師とは晋の正規軍のことを言う。……千宝の『晋紀』に、（晋は）咸寧五年十一月、安東將軍王渾に揚州方面への進攻を命じ、龍驤將軍王濬をして巴蜀の師団を率い、長江を下流へと進撃せしめた）」（『文選』卷五十三）と言う。要するに、晋の圧倒的な国力と呉の無力とを鮮やかに描きわけることによつて、天命による大勢の推移の如何とも為し難いことを暗示（すなわち「隠」）しているのである。

対するに後者は、鳳凰元年（晋の泰始八年、二七二年）すなわち前者より八年前、呉の大司馬陸抗が、背信者の歩闡を切りかつ晋將楊肇の軍を撃退した武勲を言う。歩闡がかつての呉の宰相步騭の遺児であったことは引用文訳に補記しておいたとおりで、都督西陵諸軍事という身分のまま晋に投降した人物である。しかも呉にとつて、「西陵建平、國之蕃表（＝西陵と建平とは、呉國の藩表）」であり、「西陵國之

西門、雖云易守、亦復易失（〓西陵は（呉）国の西門であるが、守り易くはあつても、同時に破られやすくもある）（『資治通鑑』卷八十）だった。歩蘭がそのことに無知だったはずはない。にも拘わらず、この裏切り行為に出たについては、むろん容認する訳には行かないが、なお十分に納得できる理由がある。すなわち、亡主孫皓の暗愚暴虐ぶりが因で将来への希望がもてなかったという人事の不調、そのことが歩蘭をしてかかる挙動に奔らせたのである、と。顧炎武の眼に、明の叛臣呉三桂あるいは奸臣馬士英の如きは歩蘭や張布あたりと間然する所なく、多爾袞率いる所の後金（〓満清）侵略軍はさしずめ歩蘭の手引を得て呉国に雪崩れ込んだ楊肇慶下の晋軍に他ならない。

5、**文信國指南録序** 南宋末の文人宰相文天祥（一二三六〓一二八二）は、字を宋瑞、号して文山といひ、廬陵（現在の江西省吉水市）の人。その爵位が信國公だったところから、文信國とも文信公とも称される。張世傑・陸秀夫らと相い提携して南宋の延命を謀ったが、事成らずして宋室に殉じた忠臣。さなが

ら明末の史可法（？〓一六四五）といった役どころであろう。現に顧炎武には文天祥を史可法になぞらえた賦詩が数首あり、うち例えば「榜人曲」二首其二（『亭林詩集』卷二所収）には、

眞州城子自堅 眞州の城子自ずから堅く、  
京口長江無恙 京口長江恙なし。

艤舟夜近江南 舟を艤して江南に近づく、

恐有南朝丞相 恐らくは南朝の丞相有り。

と文天祥の悪戦苦闘に擬して史可法の最期を弔歌している。

詩集「指南録」四卷は、文天祥が右丞相となった四十一年の年（徳祐二年、一二七六年〓南宋滅亡の三年前）、北と西の両方面から臨安（〓杭州）目指して迫り来る蒙古（大元国）に和平を求めて使者に立つたものの、そのまま拘えられてしまった折にもこの篇什八十一首と自序と後序とから成る（ここに「指南」とは（北〓蒙古）の地から南（〓宋）の故地を目指すとの意である）。ほかに「指南後録」四巻もあり、ともに『文山先生文集』卷十三、十四に収められていて、明末清初および清末民国初における

民族意識を大いに高揚させたこと、さらにはショウヴィニズムのいわば起爆剤の一となったこと、などについては周知の如くである。清初の顧炎武や王夫之などといった人々は、そのようないくぶん狂信的な民族主義者の先魁たるに愧じない。因に清末の異人『痛史』などは、文天祥を主人公としつつ「(異民族への) 敵愾心を煽ることで、維新と愛国とを鼓吹した」(魯迅『中國小説史略』第二十八編) 通俗小説中の秀作と評して可いであろう。

6、北字皆鹵字 「鹵」は夷狄・劣等人種を意味する「虜」の仮借であり、原鈔本『日知録』では「虜」字が用いられていたのを、黄汝成の『集釈』では、すべて「鹵」に改めている。もちろん満清王朝を憚ったためである。『文山先生文集』諸本のうち、いわゆる韓雍刻本(明、景泰六年…一四四五年刊)・張元瑜刻本(明、嘉靖三十九年…一五六〇年刊)所収の「指南録」の自序および後序、すなわち顧炎武所見のそれらには「北兵」「虜師」「北虜」などの語が頻出する。ただし、例えば「北虜」がすでにそうであるように、そこでの「北」字すべてを「虜」字に置換し

て読む必要があるわけではない。むしろ「北兵」「虜師」のように「北」「虜(鹵)」が並行して行われていることの意味こそが問われるべきであった、と言えよう。

7、謝臯羽西臺慟哭記 謝翱(一二四九〜一二九五)は、字を臯羽、号を晞髮子といい、長溪(現在の福建省霞浦)の人。宋末元初のいわゆる烈士の一人である。後世のいわゆる書香家の子弟で、咸淳年間(一二六五〜一二七四)に進士科に応じたが及第せず、文天祥が建平(福建)に幕府を開いた時(祥興元年、一二七八年)には私財を投じて募兵し、文天祥幕下へ馳せ参じて諮議参軍となった。宋の滅亡後は民間に隠れて家学の春秋学を信奉し、抵抗の立場を貫き通した。その伝記は、黄宗羲『宋元學案』の巻五十六および柯劭忞『新元史』の巻二百四十一に、ささやかに見えている。また清人徐沁の手に成ったやや詳細な年譜が『昭代叢書』甲集に収められている。「西臺慟哭記」の原題は「登西臺慟哭記」(西台に登りて慟哭するの記)で、至元二十七年(一二九〇年)すなわち宋が滅亡してから十一年を経た時点で



の作である。その「西臺」とは前漢末の烈士嚴光（字は子陵）ゆかりの桐廬（浙江省）の高台（嚴子陵釣台）のことである。その地で文天祥の靈を祭った際に綴った文がすなわち「西台慟哭記」である。元人張丁の撰に係る「西台慟哭記註」が『四庫全書』に収められているが、顧炎武が読んだのも恐らくはこの張注本であろう。これとは別に黄宗羲による詳細な注記本がある（これも『昭代叢書』の庚集碑編に収められている）。

8、顔魯公、季漢 唐の忠臣にして文人宰相であった顔眞卿（七〇九〜七八四）諡は文忠、封は魯郡公のこと。文天祥と言うべき所を、蒙古元王朝に憚って、同じく文人宰相だった顔眞卿の名を借りたのである。ただし「西台慟哭記」冒頭には「始故人唐宰相魯公開府南服、予以布衣從戎（「始始め故人の唐宰相魯公府を南服に開かれしとき、予布衣なるを以て戎に從へり）」とあるのみで、「顔」字が見えないこと、楊守の注記（原注（一一））が指摘する通りである。

このことについて、前出の張丁は「按稱唐魯公而不姓者、猶韓愈稱董晉爲隴西公之類（「按ずるに、

唐魯公と呼びながら姓を示していないのは、ちょうど韓愈が董晋のことを隴西公と呼んだのだとおなじである）」という。その「猶韓愈……之類」と言うのは、宋、廖瑩中校注本『昌黎先生集』卷二十九所収の「唐故朝散大夫商州刺史除名徙封董府君墓誌銘」に見える「丞相贈太師隴西恭惠公第二子、（注）隴西公董晉也」を指すであろう。また、同じく前出の黄宗羲は「稱魯公者、周文公封魯、故言文公爲魯公也」と注している。いずれ劣らぬ例の「素隱（「隠れたるを素むる）」作業の類に他ならない。

「西臺慟哭記」の末尾に「余嘗欲做太史公著季漢月表如秦楚之際、今人不知余心、後之人必有知余者。云云（「余嘗て太史公に倣ひて季漢の月表を著はすこと秦楚の際の如からんと欲す。今人余が心を知ること有らざらんも、後の人必ずや余を知るもの有らん。云々）」という。「漢末（「宋末）」の目まぐるしい変転の記録を司馬遷の「秦楚之際月表」風な月表に仕立ててみたいと考えた、と言うのである。

かく、「魯公」といい「漢末」というも、いづれにせよ例の「漢皇重色思經國、御宇多年求不得」（長

恨歌』の類の見え透いた韜晦以外ではない。ただし顧炎武が読者に求めるものは、後にも見るように、単なる「索隱」ではないのであって、正に韜晦の意味そのものである。すなわち、著者が韜晦の表現を用いるには、必ずやそれ相応の理由があるのだから、その理由に対する真摯な吟味を怠つてはならない、というのが顧炎武の主張なのである。

9、胡身之 『資治通鑑』の注釈者として名高い胡三省のこと。身之はその字。宋末、宝祐年間（一二五三～一二五八）の進士であるとされているが、生卒年はじめ閏歴についてはなお不明な点が多い。わずかに『宋元學案』巻八十五に簡素な伝が見えおり、それによれば、——王應麟（深寧…一二二三～一二九六）の門に学んで『通鑑』に親しんだらしい。のち、宰相賈似道（一二二〇～一二七五。この文天祥らの政敵にして、自己顕示欲と猜疑心の強さ故にさまざまな失政を重ね終に宋の滅亡を早めた、とされる人物）の知遇を得て、伯顔指揮下の元軍を蕪湖で防御するとの極めて欺瞞的な迎撃戦に従軍したが（徳祐元年。元の至元十二年…一三七五年）、案に相

違して惨敗を喫し、郷里の天台（浙江省）に命からがら竄逃した（賈似道はこの間に敗戦の責を問われて縊殺された）。滅亡後の胡身之は郷里に隠棲して出仕せず、『通鑑』に注を施すことなどに専念した、と言われる。ただし元朝に対する態度において、前出の謝翱や後出の鄭思肖らとは、流石にやや似たところがありはするものの、結局、対照的な人物であったようである。それかあらぬか『通鑑』への注釈に当たっても、南北抗争とりわけ民族対立の局面では、慎重な記述が多いように見受けられる。

10、石敬瑭 五代晉（後晉…九三六～九四六）の高祖（在位…八九二～九四二）。蒙古人による中国支配の遠因を為した人物、と古来評されている。もともと五代唐（後唐…九二三～九三六）の李氏と同じ沙陀族（突厥すなわちトルコ一派）出身の一武將の子に過ぎなかったが、明宗（李嗣源）に寵愛されてその女婿となり、契丹（遼）の南進を阻止する任務を帯びて晋陽（＝太原）刺史に任じられるや、恐らくはこの地の産出鉄鉞を蓄財基盤に、徐々に独立政権の様相を呈するようになっていった。明宗の没後、

その養子李從珂（後唐の末帝）が帝位を篡奪するに及んで公然と自立を表明し、仇敵の契丹太宗（耶律堯骨）と連携して末帝を倒し、終に後晋を建国した。この時契丹太宗との間に結んだ契約が、のちのちまで諸王朝を困難な立場に置くことになる。

11、**山後十六州路契丹** 「山後十六州」はいわゆる「燕雲十六州」のことで、石敬瑭が、契丹（遼）太宗の冊封を受けて後晋を建国するに際し（九三六年）、契丹に割譲した領土。『資治通鑑』卷二八〇に、「石敬瑭遣間使求救於契丹、令桑維翰草表稱臣於契丹主、且請以父禮事之、約事捷之日、割盧龍一道及雁門關以北諸州與之。劉知遠諫曰、稱臣可矣、以父事之太過。厚以金帛賂之、自足致其兵、不必許以土田、恐異日大爲中國之患、悔之無及。敬瑭不從。表至契丹、譏彈主大喜、白其母曰、兒比夢石郎遣使來、今果然、此天意也（一）（河陽節度使の）石敬瑭は契丹へ救援の密使を送るにあたって、（節度使書記の）桑維翰に親書を認めさせた。その内容は、——契丹に対して臣下を自称し、契丹に父礼をもつて事えたいこと、約束のことが成就した暁には盧龍道と雁門関以北の

諸州（すなわち燕雲十六州）とを割譲させてほしい、というものであった。（これを見た押衙の）劉知遠は、「臣下を自称なさるのは可いでしょうが、父事するとされるのは度が過ぎましょう。鄭重に金帛を賂られることで援軍の謝礼としては十分で、領土で賈われるには及びますまい。これでは後日大いに中国の患いとなるは必定、そうなつてから悔いたとて、取り返しはつきますまい」と諫めたが、敬瑭は聴き入れなかつた。さて、親書が届くや、契丹主は（中国くみし易しとして）大いに喜び、その母（淳欽皇后蕭氏）にこう報告した、「児は先ごろ石君が使いを寄せすのを夢に見ましたけれど、正夢になりました。これは天意ですね」と」（後晋紀一、天福元年秋七月）と北の政権に対する南方政権の卑屈と当惑が活写されている。

果せるかな、この時の劉知遠（のちの後漢高祖）の懸念どおりに、この十六州が北宋にとつて実に重い桎梏となる反面、やがて元の版図拡大の遠因となつたとの歴史認識が元代には一般的だった如くである。胡三省も先の欠文（正確には、十六字分を欠文）

の後に、「今之疆理、西越益・寧、南盡交・廣、至于海外、皆石敬瑭捐割關隘以啓之也、其果天意乎（Ⅱ現在（大元国）の版図が西は四川・雲南、南は安南・広東から、海（界）外にまで至ったのも、もとは石敬瑭が（燕雲十六州を）辺鄙な地として見捨ててしまったことに始まるのであって、「天意」などとは無縁であろう）」と注記している。実際、燕雲の地では鉄が産出し、それが遼・金および蒙古の強大化に寄与したとの解釈、今日の常識である。

12、漢人言、……皆見於書 「漢人」は班固（三二）九二）のこと。『漢書』藝文志の「春秋」条に、「春秋所貶損大人、當世君臣、有威權勢力、其事實皆形於傳、是以隱其書而不宣、所以免時難也（Ⅱ『春秋』が非難している大人というのは、当時の君臣のうち威權と勢力とを保持していた人々のことで、彼等の行状はすべて伝（Ⅱ注）に明記されていた。それでその書物は隱匿されて公開されることがなかった。これが喪失の難を免れた理由である）」と言う。

班固はここで先秦における伝書のからくりを闡明しているわけだが、この「史実」がもつ意味は単に

伝書の経緯たるに止まらない。次注13を参照されたゆくたてい。

13、定哀之間多微辭矣 『春秋』公羊傳の定公元年の伝に「定哀多微辭、主人習其讀而問其傳、則未知己之有罪焉爾（Ⅱ定（公）哀（公）に微辭多し。主人其の読を習ふも、其の伝を問へば、則ち未だ己の罪焉に有るを知らざるのみ）」とある。今これを、何休注にそつてパラフレーズしておけば、「春秋晩期のいわゆる所見世すなわち定公や哀公の時代の紀事には、隱微な表現が多く見られる。だが当の定公・哀公は、仮に「読」すなわち『春秋』經文を習つたうえで「伝」すなわちその訓詁（解釈）を尋ねたとしても、自身の罪がそこに書き込まれていることを理解することはなかった」とでもなるうか。つまり、孔子の手で『春秋』經文に織り込まれた「微辭」なるものはかくまで「隱（Ⅱ暗示）」なのだ、と言っているのである。

公羊伝はまた「其詞、則丘有罪焉耳（Ⅱ其の詞は、則ち（孔）丘に罪有り）」（昭公十二年）と言い、さらに「所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭（Ⅱ所見（の世に）は辭を異にし、所聞（の世に）は辭を異にし、

所伝聞（の世に）は辞を異にす」（隠公元年、哀公十四年）とも言う。これらの言辭と先注 12 における〈伝書の経緯〉との間には、けだし顧炎武の内部にあつて密接な関係が介在していたに違いない。すなわち、——孔子は、「所聞」世・「所伝聞」世における毀貶の事柄については「其事皆形於傳」に托し「以隱其書而不宣」したが、「所見」世に係る記述では「讀」すなわち經文に「微辭」を多用することはいわゆる微言大義の実をあげようとした、というのが恐らくは顧炎武の見解なのである。

14、**不知其人……論其世也** 『孟子』萬章下中の著名な一節いわゆる「尚友」説であり、諸家が孟子の文学論なりとて従来繰り返し引く所の「知人論世」説の一節であるが、いま顧炎武は、これを引くことで、「古文未正之隱」に立ち向かう者の態度を明示しようとするのである。煩を厭わずに、『孟子』からその箇所全文を見ておこう。「一郷之善士、斯友一郷之善士、一國之善士、斯友一國之善士、天下之善士、斯友天下之善士、以友天下之善士爲未足、又尚論古之人、頌其詩、讀其書、不知其人可乎、是以論其世也、

是尚友（すなは一郷の善士は、斯ち一郷の善士を友とし、一國の善士は、斯ち一國の善士を友とし、天下の善士は、斯ち天下の善士を友とす。天下の善士を友とするを以て未だ足らずと爲すや、又た古の人を尚論す。其の詩を頌し其の書を読むも、其の人を知らざる、可ならんか。是を以て其の世を論ずるなり。是れ尚友なり）」

過去の人々と友となるためには、その人人の時代に通曉し、彼等の環境や為人・行動様式などをよく理解する必要がある、と云うのであり、かような主張こそは即ち本条における顧炎武のそれに符合する。

15、**習其讀而不知** 注 13 参照。

16、**無爲貴君子矣** この「爲」は「謂」に通ずるか。

17、**鄭所南心史** 鄭思肖（二二四一〜一三二八）は、宋末・元初の福州連江の人。思肖（思趙の意）の名・所南なる号が示すように亡宋への忠心を堅持し、遺民としての生涯を送った。その伝は『四庫全書總目提要』卷一百七十四「心史」条および『新元史』卷一百三十八に辛うじて見えるだけである。太學上舍生の身分で博学宏詞科に応じたが及第せぬままに

宗元の鼎革に遭った。路上に「北」の語を耳にしただけで耳を掩つて逃げ去ったというほどだったから、友人の趙孟頫（一二五四—一三二三）が元朝に出仕したことを激しく論難し、自らは生涯を通じて妻帯せず、自室に「本穴世界」つまり「大宋世界」なる扁額を掲げて書画三昧の隠棲を続けた。主著の『心史』四卷は、種族意識の濃厚な詩文に充たされいる。始めて世に現れたのは所南の没後実に三世紀余を経た明末の崇禎十一年（一六三八年）のことであり、明末清初の時代に旋風を巻き起こしたばかりか、三百年後の清末民国初に至つてふたたび民族意識を鼓舞するに役だった。

ところで、顧炎武には「井中心史歌」と題する一首があつて（『亭林詩集』卷六）、その序文に「崇禎十一年冬、蘇州府城中承天寺以久干浚井、得一函。云云（『崇禎十一年（一六三八年）の冬、蘇州府治の城中なる承天寺境内の井戸が長らく枯れていたの、これを浚つてみると一盒の函が出てきた。云云）』とあり、また詩本文に、「有宋遺臣鄭思肖、痛哭胡元移九廟。……胡虜從來無百年、得逢聖祖再開天。……

……有宋の遺臣鄭思肖、痛哭す胡元の九廟を移すを。……胡虜從來百年なる無く、聖祖の再た天を開かるるに逢ふを得たり。……』と言つ。

18、**未有** 「未」は蓋し衍字であろう。『心史』巻下雑文の「文丞相敘」条には、「公自徳祐二年陷虜北行、作指南集。景炎三年陷虜、作指南後集。公筆以授戴俊卿。公自敘本末、有稱賊曰大國曰丞相又自稱天祥、皆非公本語。舊本皆直斥虜酋名、不書其僭偽語、觀者不可不辨。必蔽於賊者、畏禍易爲平話耳」（傍点は引者）となつていて、もともと「未」字が無かつたのを、「本末有稱」の「未」字に紛れて「本末未有稱」と誤つたのでなからうか。但し、今は「未」字をそのままに、解しておく。

19、**傳書者所改** 前掲注6の『文山先生全集』の韓雍刻本（明、景泰六年、一四四五年刊）・張元瑜刻本（明、嘉靖三十九年…一五六〇年刊）を指すであろう。すなわち、韓雍や張元瑜の輩徒が半可通の知識でもつて、いわば感情のみにまかせて原書を妄改した、と顧炎武は言うのであり、次引の『金史』の場合がかえつて原書に忠実なものと好対照をなす、と言つて

いるように思われる。

20、**金史**、**修史者** 『遼史』『金史』『宋史』は元、順宗の至正三年（一三四三年）～五年（一三四五年）の倉卒の間に阿魯圖を総纂官として編纂された『遼史』附「修三史詔」「進遼史表」および『金史』附「進金史表」、『宋史』附「進宋史表」等を参照）。うち『金史』について、顧炎武は次のように言う、「金史大抵出劉祁・元好問二君之筆、亦頗可視、然其中多重見而涉於繁者。……金興元連兵二十餘年、書中雖稱大元、而内外之旨、截然不移。是金人之作、非元人之作、此其所以爲善（『金史』はおおむね劉祁と元好問の『歸潛志』および『人心雜編』の）文章をもとにしていて、なかなかに見所があるのだが、中に重複や煩瑣に亘るものがある。……金国は、もともと元国と同盟の關係を二十年にわたって続けたから、紀事の中で「大元」といった（不穩当な尊称の）語が見えるけれども、内政・外交の分別は截然とつけられている。『金史』が金国の人の手で書かれていて、元国の人の手が加えられていないということ、これが『金史』を善史にしている所以である。」（『日知

録』卷二十六）と総じて好意的な評価を下しており、それは後年また趙翼『二十二史劄記』卷二十七にも「金史、敘事最詳核、文筆亦極老潔、迥出宋元二史之上。云云」と伝承されている。

21、**劉元海**・**石季龍**……**自避唐諱** 五胡漢（『前趙』三〇四～三二九）の高祖光文帝劉淵（在位…三〇四～三一〇）と後趙（三二九～三五〇）の太祖武帝石虎（在位…三三四～三四九）のこと。前者は匈奴冒頓单于の後裔であり、後者は匈奴の一支族羯の出で、石勒（後趙高祖、在位…三二九～三三三）の一族である。ところで『晉書』は唐の太宗李世民的勅命によつて房元齡・李延壽らがいわゆる十八家晋史を主要参考書として編纂したものである。されば劉淵の「淵」字と石虎の「虎」字が、それぞれ唐の高祖李淵と景皇帝李虎（『高祖李淵の始祖李嵩、字は玄盛。『魏書』卷九十九参照）の諱を冒すところから、忌避されて「元海」「季龍」と字をもって記述された、というそれだけのことである。が、顧炎武は存外、唐朝李氏の祖たる李虎（『李嵩』が北方遊牧民の一族である鮮卑族（『モンゴル系の遊牧民族』）の出身であ

つたこと、に拘泥しているのかも知れない。

22、唯通鑑并改従本名 顧炎武には『資治通鑑』を好感をもって評した文章が少なくない。このことは、紀伝体断代史よりも編年体通史を重視する顧氏の立場に応じていよう。

【現代語訳】

① 陸機は、『弁亡論』の中で(旧敵の)晋国の軍勢のことを、上篇では「王師」と呼びながら下篇では(これを区別して)「強寇」と呼んでいる。(だが、こうした例は実は他にもあるのであって、例えば――)

② 文(天祥) 信国の『指南録』序に見える「北」字はすべて「鹵(＝虜)」の意で使われているのだが、後人はその意図する所を理解しなかったから、それらは改正されなまになつてゐる。(また)謝臯羽の「西台慟哭記」では、もともとは「文信公」と呼ぶべきところをわざと「顔魯公」と呼び、もともと「季末」と言うべきを「季漢」としている。

以上の例はみな後人によって正しく改められるこ

とを待っているのである。

胡三省は、『資治通鑑』に注して、卷二百八十の「石敬瑭が燕雲十六州を契丹への賄賂として割譲した」とのくだりで、「この後、遼は晋を滅ぼし、金が宋を破った」と記している。しかしながら、その後に行(十六字分)を欠文としている。思うに、蒙古が金を滅ぼし宋を奪い取つて天下を統一した、と記すはずのところだったので、これを忌み嫌つて書かなかつたのであって、これまた後人の補完を待っている文章なのである。

漢代の人班固はこう言っている、『春秋』で非難されている大人たちは、みな当時の君主であり重臣であつて、権力と勢力とを兼ね持った人々であつたが、彼等の行状はみな伝注に書きとどめられている」と。『春秋』も末期のいわゆる所見の世の定公・哀公の時代の記述には微言が多い(とは「公羊伝」の言いぐさだが)道理である。(春秋時代末期までさえないぐさまである)ましてやそれ以降の、歴代王朝の交代期ともなれば、なおさらのことである。

『孟子』萬章篇に「古人の詩を吟唱し書を読みな



がら、その為人やら時代やらを理解しなくてよいものだろうか。さればこそその時代を考究しなければならぬのである」とある。ものを読むことを習いとしていてもその書が成った背景への理解がないのでは、君子を貴ぶことにはならないのである。

③ 鄭思肖は『心史』（卷下雜文の「文丞相敘」条）に文丞相のことを記して、こう言っている、「公は『指南録』の本末を述べた中で、かの国（≡蒙古）に関して大国だの丞相だのといった語は見あたらず、さらに自身のことを天祥と称したりしているが、これらは公の本来の言葉ではない。旧本がひとしなみにかの国の族長の名を削っただけのことである」と。してみると、今日伝わる集本（≡文山先生詩文集）は、ひよっとするとこの書を伝えた者が（無批判に）改めたのかも知れない。

④ 『金史』の紇石烈牙吾塔伝に、「北中も亦た唐慶等をして往来し和を議せしむ」とあり、完顔合達伝に「北中の大臣與地図を以て之に指示す」とあり、また完顔賽不伝に「按ずるに、春北中より逃回す」とあるが、これらの「北中」なる語は意味をなさない。

思うに「鹵（≡虜）中」の意味であるのを、批判力を欠く編纂者が金人の記述のままにしておいたのであらう。

⑤ 『晋書』記載第一の劉元海伝・第六の石季龍伝で、歴史記述者は唐代の帝諱を当然避けているが、後世の引用者たちはそのことの意味を理解せず、原文のまま踏襲している。ただ『資治通鑑』だけがいちいちを改めて本名に返している。

〔担当 後藤英明〕

### 【追記】

清初詩壇の盟主の一人王漁洋（一六三四～一七二一）の「冬日偶然作」詩四首其一に、

典午下蠶室 典午 蚕室に下りては、

坎墮誰見知 坎墮 誰にか知られし。

發憤傳貨殖 發憤して貨殖を伝ふるは、

千古同悲噫 千古して悲噫を同じうす。

とある。司馬遷が嘗めた發憤著書の辛酸は、自来千年を経た今日でも同じである、と云うのである。ただし

漁洋山人にとつてこれは切実な感慨だつたに違いないのだが、かような物言いに接する都度、私は、あの『燕山夜話』『三家村札記』の類つまりこの国一流の「寓意文学」だの「諷諫文学」だのを思い出して、うんざりさせられ、この文明の卑調に辟易させられてしまうのだ。

いったい中国の文学は、ともすれば literature ではなくして letters の同義語としての、より原初的な「文学」の位置に留まりがちである。この傾向は、ひとり古典の世界においてのみならず、いわゆる近・現代および現在只今においてもまた顕著である。さような「文学」における allegory ならざる「寓意」や似非 satire の「諷刺」等々、およびそれらの表現技法としての「典故」(普通 classical allusion などと称されているけれども、むしろ pedantry in letters とでも訳出したがよろしい)は、例えば禁忌の旧窠と如何に葛藤して来た、はたまたどう掙扎している、のであろうか。要する所、司馬遷のように王漁洋のように韜晦を繰り返しているだけではないのか。

文学などという、所詮〈虚業〉にすぎぬ筈がその

無用の本性に徹するつもりなら、せいぜいタブーに果敢に挑戦してみることで、己がアリバイ証明を試みるのが分相応というものであろう。だが、堂々たる〈実業〉としての中国「文学」は、勿論さようなアリバイ証明といった姑息を断固拒否しつづけてきた。それ故、中国文学研究の徒たる我々が今日なお「典故」の訓詁すなわち「索隱」から抜け出せないでいるのは、我々自身の無能さもさることながら、中国「文学」のおぞましさに因る所少なくないのである(繰り返し言っておくが、いわゆる近・現代文学も、またおぞましい「文学」臭芬々たることに変りはない)。

思えば『詩』毛伝に始まつて『史記』索隱と言ひ「十三經」注疏と言ひ、果ては『紅樓夢』索隱に至るまで、およそ中国「文学」の徒たる者、時に牽強付会の雑じるこれら穿鑿という砂を噛むような労作を、古今の別なくよくもまあ辛抱強く保持してきたものである。穿鑿索隱が一概に不毛であるとは言わね、さような一種のぞき見趣味の如き作業が研究の主流たり続ける所に、中国「文学」本体およびその研究の不健全さがあるように思えてならない。されば我々としては、少な

くも何のための「寓意」「諷刺」であるのか、言い換えれば、「典故」の背後に表現者の如何なる事情が潜んでいるのか、それを闡明してくれようといった覚悟ぐらいは、最低限もっていたいものである。

さて、かような事柄の詮議はともあれ、本条における顧炎武の姿勢がタブーへの挑戦であることに間違いないのであつて、蓋し清代考証学という「文学」の根元的なエモーションの一端を、ここに認めてもよいのではあるまいか。そのように解釈してこそ、文天祥や鄭所南を取り上げた顧炎武が、趙孟頫・虞集・劉須溪・倪瓚・楊維禎・徐禎卿といった人々の文学、就中これらの人々が困難な状況下に重ねた表現上の工夫、対して冷淡であるかに見えることへの疑問も、自ずと氷解するというものである。〔宮内 保〕